

No.	21	
原告(団)	鹿島区訴訟原告団 (仮称)	
代表者	多田 譲治(連絡担当)	
原告数合計)	108世帯272名	
原告の属性	南相馬市鹿島区の滞在者(30km圏外で、政府による避難指示区域外であるが「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として中間指針上の対象区域となっている地域。	
訴訟名	鹿島区訴訟	
提訴日	第1次 平成26年10月29日 第2次 平成27年3月27日	
原告数	第1次 11世帯23名 第2次 97世帯249名	
裁判所	福島地方裁判所(相馬支部より回付)	
被告	国・東電	
弁護団	東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団	
弁護団HP	<a href="http://ghb-low.net/">http://ghb-low.net/</a>	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	・主に滞在者慰謝料として600万円(平成23年9月で賠償打ち切りとされているため、同年10月よりとりあえず5年間分の月10万円の慰謝料を求める)
	実損害	弁護士費用

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。